

短期研修事業実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、高知県漁業就業総合支援事業の高知県漁業就業支援センター直営研修事業のうち、短期研修事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容等

- 1 この事業は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）が、新規漁業就業希望者等（以下「希望者」という。）に対して、短期間の海面漁業体験研修（以下「短期研修」という）を実施するものとする。
- 2 この事業の対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - (1) 県内の漁村地域への移住を検討している者又は県内において漁業就業を検討している者。
 - (2) 短期研修受講時点で満14歳以上の者。ただし、未成年者にあつては、保護者の同意が得られていること。
 - (3) 短期研修の指導者が3親等以内の親族でないこと。
 - (4) 漁業者でない者。ただし、定置網漁業等の雇用型漁業から独立を目指す者で長期研修の受講を希望する者は、この限りではない。
 - (5) 別表第3に掲げるいずれにも該当しない者。
- 3 この事業の補助対象経費及び補助率等は、別表第1のとおりとする。ただし、対象経費の認定にあたり、支払関係書類等に不備があつた場合は、支払の対象とならないことがある。
- 4 この事業の対象となる内容、期間等は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 短期研修の内容は、別表第2のとおりとする。
 - (2) 短期研修の実施にあたって作成した短期研修事業実施計画書（別記第2号様式）（以下「計画書」という。）を受講1回分とし、1回分の期間は2日以上20日以内とする。なお、事業を実施する年度内において20日を上限として分割し複数回受講することができるものとする。
- 5 この事業の手続きは、以下のとおりとする。
 - (1) 受講希望者は、センターの職員等から当該事業に関する説明を受け、事業の内容について十分に理解したうえで、短期研修受講申込書（別記第1号様式）をセンターに提出する。
 - (2) 提出を受けたセンターは、申込書の内容を確認のうえ、受講希望者の意向に沿った計画書を作成し、漁業協同組合（以下「漁協」という。）、市町村及び県に情報共有する。
 - (3) センターは、計画書に基づき、指導者の手配、受講希望者に対する損害保険の加入手続き及び短期研修に必要な物品等の手配等を行い、短期研修を実施する。
 - (4) 短期研修を受講する受講希望者を「短期研修生」という。
 - (5) 短期研修生は、短期研修実施期間中、短期研修日誌（別記第3号様式）を作成し、短期研修終了後にセンターに提出する。
 - (6) 提出を受けたセンターは、短期研修日誌の内容を確認し、適当と認められた場合は、指導者及び短期研修生に経費を支払う。また、センターは、漁協、市町村及び県に写しを提出し情報共有する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

補助対象経費		補助率等
指導者謝金	短期研修の実施にあたって、センターが指導者に支払う謝金	[補助率] 定額 [補助上限額] 日額 8,000 円
損害保険料	短期研修生の研修中の損害保険料	[補助率] 定額 [補助上限額] 1 回当たり 6,000 円以内
宿泊費	短期研修生の研修中の宿泊費	[補助率] 定額 [補助上限額] 1 泊当たり 7,500 円以内
雑費	短期研修生に必要な漁具等の消耗品や加工実習の材料等の購入等に要する費用	[補助率] 定額 [補助上限額] 1 回当たり 20 千円以内

別表第 2

	研修場所	研修内容
陸上研修	漁家、漁業指導所、漁協、市場等	水揚げ作業、漁具の作製・補修、船舶・機器のメンテナンス、水産加工、漁業に関する講習会の受講等
海上研修	漁場等	研修実施地域において営まれている漁業に関する漁労作業や、養殖魚の飼育管理等の体験・見学等

別表第3

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。